

# 令和4年度羽根スポーツ広場（仮称）用地 環境共生・観光交流拠点整備における基本構想等策定支援委託業務 仕様書

## 1 目的

羽根スポーツ広場（仮称）用地については、総合計画基本構想や表丹沢魅力づくり構想を踏まえ、表丹沢の魅力向上につながり、森林観光都市としてのまちづくりに資する土地利用転換をするため、令和3年11月に「羽根スポーツ広場（仮称）用地に関する土地利用方針（以下「土地利用方針」という。）」を策定した。

この土地利用方針では、「森林資源の活用拠点を軸とした環境共生に資する土地利用」をコンセプトに、民間活力等を活用しながらカーボンニュートラル実現への貢献や表丹沢エリアへの誘客促進につながる周辺施設との連携を図っていくことを掲げている。

この委託業務は、これら土地利用方針の考え方を基本とし、羽根スポーツ広場（仮称）用地の土地利用の可能性について調査・検証し、想定しうる活用方法を示した基本構想を策定することを目的とする。

## 2 仕様書の適用範囲

この仕様書は、秦野市（以下「発注者」という。）が受注者に業務を委託する令和4年度羽根スポーツ広場（仮称）用地 環境共生・観光交流拠点整備における基本構想等策定支援委託業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

## 3 準拠法令等

本業務は、この仕様書のほか、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）等に基づき実施するものとする。

## 4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

## 5 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務計画書の作成を行う。

### (2) 基本情報の整理

敷地内外の現況について、既存図面及び現地踏査等により調査し、下記の現況等を把握するとともに、基本構想立案に当たり本地区の位置付けを整理する。

- ア 市の上位計画・関係法令の整理
- イ 敷地の形状・規模、既存インフラの整備状況
- ウ 敷地周辺の土地利用、公共及び民間施設の配置状況
- エ 土地所有者の整理並びに公図重ね図の作成
- オ 本地区の位置付け

(3) 基本コンセプトと導入機能の検討

当該地区で考えられる環境共生・観光交流拠点施設のコンセプトと具体的な導入機能を複数パターン検討する。提案に当たっては、先進事例の情報収集をするとともに、民間事業者や市内で活動する関係団体等に対してヒアリング調査を行う。

- ア 基本コンセプトの提案と考えられる導入機能の抽出
- イ 先進事例調査
- ウ 地域連携の在り方調査
- エ 民間事業者・関係団体ヒアリング（10件程度）
- オ 全体の活用方針の提案

(4) 土地利用構想案の検討

基本コンセプトを踏まえ、土地利用構想の検討を行う。

なお、土地利用構想の検討においては、令和2年度に実施した羽根スポーツ広場（仮称）法面工予備設計業務における検討状況を評価し、施設配置実現に向けた方針を整理するものとする。また、土地利用構想に必要な区域の検討を行う。

- ア 過年度検討状況の評価
- イ 土地利用方針を踏まえた土地利用構想配置案の検討
- ウ 土地利用構想実現に向けた造成上の課題の整理

(5) 事業の概略スキームと手法検討

各パターンについて事業手法の検討をするとともに、各機能の導入による事業効果の検討を行う。

- ア 事業スキームの検討
- イ 土地権利形態のスキーム検討
- ウ 事業スキームの効果検討

(6) 事業実現に向けたロードマップの作成及び課題整理

現在は、中日本高速道路株式会社の仮設プラント用地等として活用されているが、新東名高速道路の全線開通などのタイミングを勘案し、本事業

の開業までのロードマップを検討する。また、事業実現に向けた課題や、事業に対する補助事業等の等の整理をする。

ア ロードマップの検討

イ 事業実現に向けた課題の整理

ウ 事業費に対する補助事業等の整理

(7) 庁内検討会議の運営支援

構想策定に向けた庁内検討会議等の運営支援（会議資料の作成、出席）を行う（3回程度）。

(8) 報告書の取りまとめ

上記(2)から(6)の結果を業務報告書としてまとめる。

なお、取りまとめに当たってはパブリック・コメントの意見等を反映させること。

## 6 業務計画書の作成

(1) 受注者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程

エ 業務実施体制

オ 打合せ計画

カ 緊急時を含む連絡体制

キ その他必要な事項

(3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにした上で、発注者の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出すること。

## 7 成果品

(1) 本業務の成果品として納入するものは次のとおりとする。

ア 業務報告書（A4版製本カラー） 3部

イ 土地利用構想（A4版製本カラー） 50部

ウ 土地利用構想概要版（A3カラー） 50部

エ 電子データ（DVD-R） 1枚

オ その他関連資料 1式

(2) その他、留意事項は次のとおりとする。

ア 報告書等は、環境に配慮した製品を使用するよう努めること。

イ 報告書等は、両面印刷に努め、図面等がA3版になる場合は、見開き製本になるよう努めること。

ウ 電子データについては、発注者、受注者双方で協議の上、汎用性が高く、共有化できるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル形式、PDF形式等）で作成するよう努めること。

(3) 成果品の納入場所は、秦野市環境産業部森林ふれあい課とする。

## **8 成果品の権利**

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、仕様権等の諸権利は、発注者に属するものとする。

## **9 守秘義務**

受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者に承諾なく第三者に漏らしてはならない。

## **10 その他**

この仕様書は、事業の提案をするに当たり、最低限の必要事項を掲載していることから、この内容を踏まえた上で最良の提案を行うこと。指定事業者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。